

東 監 発 第 6 9 号
令和元年 8月15日

東郷町長 井 俣 憲 治 殿

東郷町監査委員 野 口 正 勝

東郷町監査委員 加 藤 啓 二

平成30年度東郷町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成30年度東郷町健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度東郷町資金不足比率について、別紙のとおり審査意見を提出します。

平成30年度東郷町健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

町長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、それに基づき健全化判断比率が適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

平成30年度一般会計等決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期日

令和元年7月25日

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、次表のとおりである。

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— %	— %	13.68%
②連結実質赤字比率	— %	— %	18.68%
③実質公債費比率	3.2%	3.0%	25.0%
④将来負担比率	— %	— %	350.0%

※1 ①及び②の「—」は、算定の結果、当該数値が正の値となったもので、赤字額がないことを示す。

※2 ④の「—」は、算定の結果、当該数値が負の値となったもので、将来負担額を充当可能財源等が上回ったことを示す。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支は正の値となり、実質黒字であるため、比率は表示されないことを確認した。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計を対象とした実質収支は正の値となり、実質黒字であるため、比率は表示されないことを確認した。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率（過去3か年の平均値）である。

実質公債費比率は3.2%で、前年度より0.2ポイント増加し、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることを確認した。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額を上回る充当可能財源等があるため、比率は表示されないことを確認した。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度東郷町資金不足比率審査意見

1 審査の概要

町長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、それに基づき資金不足比率が適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

平成30年度公営企業会計（下水道事業特別会計）決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期日

令和元年7月25日

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

区 分	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— %	— %	20.0%

※1 「—」は、算定の結果、当該数値が負の値となったもので、資金不足が生じていないことを表す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

下水道事業特別会計は、資金の不足額がないため、資金不足比率は表示されないことを確認した。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。